

### 新たにテナントを使用する皆様へ

## 防火対象物使用開始届出書の届出はお済ですか？



店舗等の出店や入居の際、建物又はその部分を使用しようとする方は、**使用を開始する日の7日前**までに、**防火対象物使用開始届出書**の届出が必要です。

#### なぜ届出が必要なの

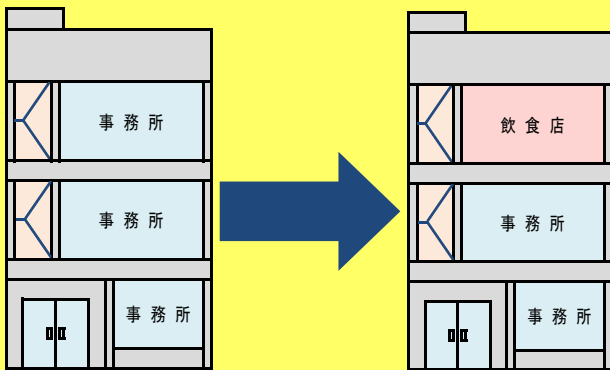
防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門家の立場から届出内容の確認及び消防用設備等の設置状況等を事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保するためです。

#### 届出様式はHPで！

届出の様式、福岡市消防局のホームページから出力することができます。  
「申請書ダウンロード」→「条例等届出関係」→「NO4. 防火対象物使用開始届出書」

## 用途変更により自動火災報知設備が義務になる事例

### 3階を事務所から飲食店に用途変更したけど問題ないですよね？



※階段は屋内階段1のみ



**面積に関係なく、自動火災報知設備**が必要になります。  
ほかにも**規模**や**収容人員**などにより、必要になる**消防用設備等**があります。

#### ●自動火災報知設備とは

火災により発生する熱や煙を感知し、自動的にベル等を鳴動させ、建物内の人に火災を知らせる設備です。

## 消防署にまず相談！！

用途変更に限らず、店舗等の修繕、模様替え、間仕切り変更、厨房設備の設置（排気ダクトを含む）などの行為により、消防法令・火災予防条例の適用が変わる場合があります。まずは、建物住所を管轄する消防署へ事前にご相談下さい。



- 消防用設備等の設置基準
- 防火管理者の選任義務
- 消防用設備等の点検報告の期間
- 防火対象物の定期点検など

消防法令等の適用が変わる場合があります。

お問い合わせは、最寄りの消防機関へ ※月～金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時まで

各消防署連絡先	中央消防署予防課 092-762-0119	早良消防署予防課 092-821-0245
東消防署予防課 092-683-0119	南消防署予防課 092-541-0219	西消防署予防課 092-806-0642
博多消防署予防課 092-475-0119	城南消防署予防課 092-863-8119	

福岡市消防局ホームページ アドレス <http://119.city.fukuoka.lg.jp>

福岡市消防局

検索